

公募公告

次のとおり公募に付します。

令和8年1月21日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 長谷川 真理子

1. 公募に付する事項

- (1) 件名 令和8年度宅配便運送業務委託
- (2) 集荷場所 東京都千代田区隼町4番1号（国立劇場構内）
- (3) 業務内容 本件は、国立劇場構内から発送する荷物の集荷及び配達業務である。
- (4) 履行期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

2. 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和7年度の「役務の提供等」で「A」、「B」、「C」又は「D」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加申請書の提出日から契約相手方決定の日までに、独立行政法人日本芸術文化振興会、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 本件に関する以下の条件を全て満たすことを証明した者であること。
 - ① 本件を担当する営業所が東京都23区内に所在すること。
 - ② 1日1回以上の集荷が可能であること。
 - ③ 配達希望日及び配達時間帯の指定が可能であること。
 - ④ 総括請求書に基づく月毎の支払が可能であること。また、請求書の明細により、使用単位（部課）毎の支払金額の確認が可能であること。
 - ⑤ 提出された見積書の内訳表を基に算出した予定総額（※）が、予定価格（非公表）を上回らないこと。
※予定総額の算出方法については参加要領別表1「令和8年度宅配便運送業務委託配達場所別予定数量」を参照のこと。
 - ⑥ 貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第3条に定める一般貨物自動車運送事業者であること。

（6）契約担当役（独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長）が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

3. 手続等

（1）契約条項を示す場所、参加要領の交付場所及び問合せ先

〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部契約課契約係 神山

電話番号 050-1754-5981

（2）参加要領の交付期間及び方法

参加要領は、令和8年1月21日（水）から、独立行政法人日本芸術文化振興会HP（トップページ>調達情報>入札情報一覧）又は上記（1）にて交付する。

参加要領の交付は無料とする。

（3）参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和8年1月21日（水）から令和8年2月19日（木）午後5時まで

上記（1）に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

※（1）～（3）の受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

4. 契約相手方の決定方法

必要書類を提出期限までに提出し、上記2.に掲げた資格を全て満たすと契約担当役が認めた全ての者と契約する。ただし、契約は締結するが使用を確約するものではない。

5. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約書作成の要否 要

（3）誓約書の遵守 上記2.（6）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなつたときは、当該者の申請又は契約を無効とするものとする。

（4）関連情報を入手するための照会窓口 上記3.（1）に同じ。

（5）「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会HPトップページ>調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。

（参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>）

（6）詳細は参加要領による。